

令和6年度補正予算

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の概要

- 足下の賃上げ状況等を踏まえ、基本要件を見直し。
- 中小企業等の企業規模に応じた投資ニーズに対応するため、補助金額に係る従業員規模区分を見直し、補助金上限額を一部拡充。
- 力強い賃上げの実現に向けて対応する中小企業等の取り組みを支援し、賃上げ環境を整備するため、最低賃金引上げ特例の要件緩和。

予算額	令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数																				
基本要件	以下の要件を全て満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行 ① <u>付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加</u> ② <u>1人あたり給与支給総額の年平均成長率</u>が事業実施都道府県における最低賃金の<u>直近5年間の年平均成長率以上</u> 又は<u>給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加</u> ③ <u>事業所内最低賃金</u>が事業実施都道府県における最低賃金<u>+30円以上の水準</u> ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく<u>一般事業主行動計画を公表等</u>（従業員21名以上の場合のみ） ※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。 ※ 3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、<u>事業成果を確認</u>します。 ※ 基本要件等が未達の場合、<u>補助金返還義務</u>があります。																				
支援内容	<table><tr><td></td><td>製品・サービス高付加価値化枠</td><td>グローバル枠</td></tr><tr><td>概 要</td><td>革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化</td><td>海外事業の実施による国内の生産性向上</td></tr><tr><td>補助上限額</td><td>1人～5人 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21～50人 1,500万円（2,500万円） 51人以上 2,500万円（3,500万円）</td><td>3,000万円（3,100万円～4,000万円）</td></tr><tr><td>（特例措置）</td><td colspan="2">大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乘せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。各申請枠の上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例事業者は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。） ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準</td></tr><tr><td>補 助 率</td><td>中小企業1/2、小規模・再生2/3</td><td>中小企業1/2、小規模2/3</td></tr><tr><td>（特例措置）</td><td colspan="2">最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ。小規模企業・小規模事業者、再生事業者は除く。） ・ 指定する一定期間において、3か月以上改定後の地域別最低賃金未満で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること</td></tr></table>				製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠	概 要	革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上	補助上限額	1人～5人 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21～50人 1,500万円（2,500万円） 51人以上 2,500万円（3,500万円）	3,000万円（3,100万円～4,000万円）	（特例措置）	大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乘せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。各申請枠の上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例事業者は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。） ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準		補 助 率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3	（特例措置）	最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ。小規模企業・小規模事業者、再生事業者は除く。） ・ 指定する一定期間において、3か月以上改定後の地域別最低賃金未満で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること	
	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠																			
概 要	革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上																			
補助上限額	1人～5人 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21～50人 1,500万円（2,500万円） 51人以上 2,500万円（3,500万円）	3,000万円（3,100万円～4,000万円）																			
（特例措置）	大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乘せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。各申請枠の上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例事業者は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。） ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準																				
補 助 率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3																			
（特例措置）	最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ。小規模企業・小規模事業者、再生事業者は除く。） ・ 指定する一定期間において、3か月以上改定後の地域別最低賃金未満で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること																				
補助対象経費	＜共通＞ 機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 ＜グローバル枠枠のうち、海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ＞ 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費																				
その他	収益納付は求めない。																				